

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

November 2025



The better the question.
The better the answer.
The better the world works.



EY Taiwan JBS NEWSLETTER - November 2025 -

台湾における外国人永久居留証申請の 実務と留意点

■ はじめに

台湾では、優秀なグローバル人材を確保するため、2018年に外国籍専門人材の招聘及び雇用法（中文：「外國專業人才延攬及僱用法」）が施行されました。2021年には改正案が施行されており、就労・居留・家族帯同などに関する規定が緩和され、外国籍の人材にとってより充実した社会保障が提供されることとなりました。最近、国家発展委員会（中文：國家發展委員會）は再び草案を策定し、2025年8月には、永久居留証の申請条件の緩和などが織り込まれた同法の改正草案（注）が立法院で可決されており、9月24日に総統により公表されました。これによって、一定条件を満たす外国特定専門人材については1年の台湾居留にて永久居留証の申請が可能となる予定です。

このような状況の下、企業や外国籍専門人材から永久居留証の申請に関する相談が増えています。今月のJBS NEWSLETTERでは、永久居留証の申請について要点を説明するとともに、よく見られる実務上の問題についても説明します。

（注）上記改正草案については、一部の条文を除き、行政院により施行日は2026年1月1日と発表されています。関連法令及び具体的な措置は、検討が進められている段階です。当NEWSLETTERの内容は執筆時点の法令及び公表資料等に基づいていますので、申請時点の最新の法令・公式資料にご留意ください。なお、改正の詳細が公表されましたら、NEWSLETTER等にて配信する予定です。

■ 今回お伝えしたいポイント

- 永久居留証とは
- 永久居留証を申請するための要件
- 永久居留証の申請に関するよくあるご質問

当NEWSLETTERの内容は、一般的な情報を参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。当NEWSLETTERの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

台湾における外国人永久居留証申請の実務と留意点



永久居留証とは

「永久居留」とは、外国人が台湾域内において無期限に居留できることを指し、永久居留の許可の証明として永久居留証が発行されます。

外国人の永久居留証取得の効果として、以下のような事項が挙げられます。

- 永住権の取得、つまり、期限なく台湾に居留することができる。ただし、最低でも5年に1回は台湾に入境する必要がある。
- 一部の専門職を除き、外国専門人材、外国特定専門人材及び外国高度専門人材及びその家族が永久居留証を取得後、個別に就労許可を取得せずに台湾で就労することができる。
- 就労していない場合でも台湾に居留することができる。
- 退職金新制度が適用される(新制度の内容については、JBS NEWSLETTER 2023年1月号「[外国人に適用される台湾の退職金規定と退職所得に係る課税について](#)」参照)。



外国人が永久居留証を申請するための要件

台湾では、優秀なグローバル人材の確保に向けて、永久居留証の申請要件は緩和傾向にあります。

2021年の改正では、外国専門人材については、台湾における居留期間の要件が「毎年183日」から「平均して年間183日」となり、また、外国特定専門人材については、連続居留年数の要件が3年に短縮されました。さらに、外国専門人材／外国特定専門人材が台湾で修士号または博士号を取得した場合、連続居留年数を1~2年短縮して算入することができます。

また、2025年9月24日に公表された改正案によると、一定の条件を満たす外国特定専門人材であれば、台湾に1年居留することで永久居留証の申請が可能となる予定です。また、台湾において副学士以上の学位を取得した外国人の卒業生については、永久居留の申請に必要な連続居留年数を1~2年間短縮することが認められる予定です。



台湾における外国人永久居留証申請の実務と留意点



外国人が永久居留証を申請するための要件(続)

外国人の身分ごとの永久居留証の基本的な取得要件は、以下の通り整理されます。

身分	台湾での居留期間要件	連続居留期間の短縮要件 *2025年改正案
一般外国人	<ul style="list-style-type: none"> ■ 連続して5年間居留 ■ 每年183日以上居留 	-
台湾に居留し戸籍を有する国民の、外国籍の配偶者／子女	<ul style="list-style-type: none"> ■ 10年以上居留 ■ そのうち5年間は、毎年183日以上居留している 	-
外国専門人材	<ul style="list-style-type: none"> ■ 連続して5年間居留(いずれの期間も専門人材の就労許可を有すること) ■ 平均して年間183日以上居留 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 台湾で就学し学位を取得 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 副学士または学士:1年短縮 ✓ 修士:2年短縮 ✓ 博士:3年短縮 <p>※両者は合算して短縮することはできない。</p>
外国特定専門人材	<ul style="list-style-type: none"> ■ 連続して3年間居留(いずれの期間も専門人材の就労許可または就業ゴールドカードを有すること) ■ 平均して年間183日以上居留 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 台湾で就学し学位を取得 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 修士:1年短縮 ✓ 博士:2年短縮 <p>※両者は合算して短縮することはできない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ 一定の要件を満たす外国特定専門人材(グローバルエリート)* ■ 台湾に特別な貢献をした外国人 ■ 外国高度専門人材 ■ 台湾投資による移民を行った外国人 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1年間居留 ■ 183日以上居留 ■ 台湾居留日数の要求は特に無し 	台湾で修士または博士の学位を取得した場合、すぐに永久居留を申請することができる。

*具体的な資格要件は、主管機関より公表される予定です。

その他要件

- 前項の居留期間要件に加え、下記の要件を満たす必要があります。
 1. 成人であること
 2. 品行が良好であること
 3. 自立可能な相当の財産または技能を有していること
 4. 台湾の国益に適合していること
- 居留及び居住期間の要件を満たして2年以内に申請を提出する必要があります。
- 台湾籍を有している外国人は、永久居留証を申請することはできません。



台湾における外国人永久居留証申請の実務と留意点



外国人の帯同親族が外国人永久居留証を申請する際の基本要件

外国籍専門人材の招聘及び雇用法の改正により、帯同親族に関する規定も緩和されました。外国人の身分ごとの帯同親族について、満たすべき基本要件を以下の通り整理しました。

なお、ここでいう帯同親族には、配偶者、未成年の子女、及び心身障害により自立した生活ができない成年の子女が含まれます。

身分	基本要件
外国専門人材の帯同親族	<ul style="list-style-type: none"> ■ 専門職務に就くために雇用された外国専門人材が永久居留証を取得した後、その帯同親族が台湾において連続して5年間居留すること ■ 平均して年間183日以上居留 ■ 品行が良好で台湾の国益に適合していること ■ 要件を満たした後、2年以内に申請を提出する必要がある
外国特定専門人材の帯同親族	<ul style="list-style-type: none"> ■ 専門職務に就くために雇用された外国特定専門人材が永久居留証を取得した後、その帯同親族が台湾において連続して3年間居留すること ■ 平均して年間183日以上居留 ■ 品行が良好で台湾の国益に適合していること ■ 要件を満たした後、2年以内に申請を提出する必要がある
一定の要件を満たす外国特定専門人材(グローバルエリート)*	<ul style="list-style-type: none"> ■ 専門職務に就くために雇用された外国特定専門人材が永久居留証を取得した後、その帯同親族が台湾において連続して1年間居留すること ■ 平均して年間183日以上居留 ■ 品行が良好で台湾の国益に適合していること ■ 要件を満たした後、2年以内に申請を提出する必要がある
外国高度専門人材の帯同親族	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外国の高度専門人材と同時に申請することができる
台湾への投資による移民を行った外国人の帯同親族	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外国人が台湾への投資移民により永久居留を許可された後、その帯同親族も永久居留証を申請することができる

*具体的な資格要件は、主管機関より公表される予定です。

台湾における外国人永久居留証申請の実務と留意点



外国人永久居留証申請に関するQ&A

外国人永久居留証申請に関するよくある質問を以下の通りまとめました。

Q1 連続居留期間の計算方法は?

A 居留日数の計算開始日は、永住居留申請日の前日から遡って連続居留期間を計算します。例えば、RoyはABC会社の外国人社員であり、外国特定専門人材の就労許可を有しています。永住居留を申請したい場合は、申請日の前日から遡って3年間を確認し、この3年間で平均して毎年183日以上居留している必要があります。また、Royが初めて取得した外国人居留証の発行日が居留期間の起算日と見なされます。申請者が就業ゴールドカードの保有者である場合、就業ゴールドカードに記載された発行日が、特定専門人材として台湾に居留するための起算日となります。

Q2 米国籍のSeanは台湾に4年間居留し、大学の学位を取得しました。その後、ABC会社に雇用され、外国専門人材の就労許可を有しています。彼は、台湾に1年間勤務した後、連続して5年間居留したことで、永久居留証を申請することは可能でしょうか。

A 2025年の改正草案によれば、就学による在留期間は1年間短縮することができます。したがって、Seanは、就労許可を持って4年間勤務するか、特定専門人材の就労許可を持って3年間勤務し、かつ平均して毎年183日以上居留する必要があります。その条件を満たして初めて永久居留証の申請を行うことができます。

Q3 Ireneは台湾に2年間居留し、修士学位を取得しました。2023年1月1日にDEF会社に雇用され、外国専門人材の就労許可を有しています。1年後の2024年1月1日にDEF会社を退職し、その後自身で就業ゴールドカードを申請しました(承認日:2024年3月1日、有効期限:3年)。彼女は、就業ゴールドカードを取得してから2年が経過した時点(2026年3月1日)で永久居留証を申請することは可能でしょうか。

A 2025年の改正草案によれば、Ireneは台湾の修士学位を取得している特定専門人材のため、居留期間要件を1年間短縮することができます。就業ゴールドカードを取得した後、連続2年台湾に居留し、かつ平均して毎年183日以上居留する必要があります。そのため、2026年3月1日以降に永久居留を申請することができます。

台湾における外国人永久居留証申請の実務と留意点



外国人永久居留証申請に関するQ&A(続き)

Q4

Karen は XYZ社の香港籍の社員で、外国特定専門人材の就労許可を有しています。彼女が連續して3年間以上居留し、かつ平均して毎年183日以上滞在した場合、永久居留証の申請を提出することは可能でしょうか。

A

外国人永久居留証の申請は、香港・マカオの居住者を除く一般の外国人を対象としているため、Karenは永久居留証を申請することはできません。

香港・マカオの居住者は、「香港マカオ居民の台湾地区への入境及び居留・定居許可弁法」第16条に基づき、台湾での居留を申請し、一定期間の居留を経たうえで、第29条の定居申請資格を満たした場合に、台湾での定居を申請し、その後台湾の身分証を取得することになります。

一般的に定居申請を提出できる居留事由としては、帯同親族、特殊分野での功績、専門技術能力を有し資格証または特別な実績を有すること、投資、起業、台湾への留学後に香港・マカオへ戻り2年間勤務し、その後再び台湾で就業することなどが挙げられます。

したがって、もしKarenが学生時代に中央目的事業主管機関の許可を受けて台湾に留学していた者(居留身分コード HF168)であり、卒業後に香港へ戻って2年間勤務した後、XYZ社に雇用されて台湾に来た場合(居留身分コード HF171)、5年間連續して居留し、各年において台湾に183日以上居留し、かつ直近1年間の平均月収が中央労工主管機関が公告する基本賃金の2倍を超えていれば、定居申請を提出することができます。また、博士号及び修士号を取得している場合、それぞれ台湾での連續居留期間を2年及び1年短縮することが認められますが、両者を合算して短縮することはできません。



留意事項

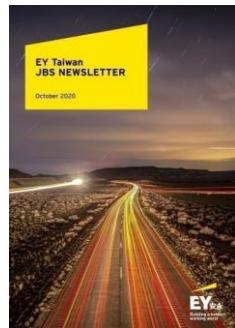
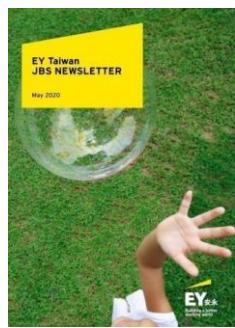
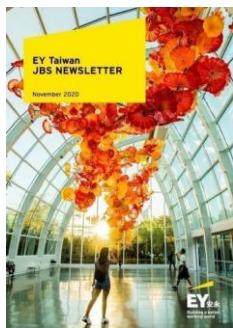
- 永久居留証の申請を提出する際には、外国人居留証／就業ゴールドカードが依然として有効である必要があります。また、居留事由が変更されている場合には、居留条件を満たす直近1年間の財力証明を提出する必要があります。
- 「労工退職条例」第7条第1項第4号によると、外国人が出入国及び移民法の関連規定に基づき永久居留を許可され、かつ台湾で就業している場合には、当該条例の退職金制度が適用され、雇用主は毎月労工退職準備金を拠出する必要があります。

優秀なグローバル人材を確保・定着させるため、企業から管理職社員に対する永久居留証の申請の依頼が増えています。申請にあたっては、準備すべき証明書類が身分や居留事由によって異なりますので、事前に必要書類の確認及びレビューを行うことが、最も効率的に申請を完了させるためにも重要です。申請サポートをご希望の場合は、EYの専門チームまでお気軽にご連絡ください。

JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、時勢に応じた会計、税務、法令に係るトピックを、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

発行月	タイトル
2025年10月	改正産業創新条例10条の1の設備投資租税優遇の適用ポイント
2025年9月	産業創新条例の一部改正のポイントと留意点
2025年8月	移転価格における一括調整の実務と留意点
2025年7月	貸倒損失／貸倒引当金における税務上の留意点
2025年6月	台湾における営利事業の株式売却時の基本税額申告及び計算に関する留意事項
2025年5月	外国籍従業員が台湾で個人所得税を申告する際の留意事項
2025年4月	台湾における個人所得税申告の基本事項及び重要な改正点～2024年度の申告に向けて～
2025年3月	台湾におけるCFC税制
2025年2月	個人に対するミニマムタックス税制～台湾における海外所得の申告・納税と留意事項～
2025年1月	企業に対するミニマムタックス税制～台湾における現行実務と最新動向について～
2024年12月	台湾における不動産税制～新旧税制比較と事例を踏まえて～
2024年11月	研修目的の台湾滞在に関連するよくある誤解と留意事項
2024年10月	営利事業者の解散、廃業、合併、譲渡時の決算・清算申告の要点

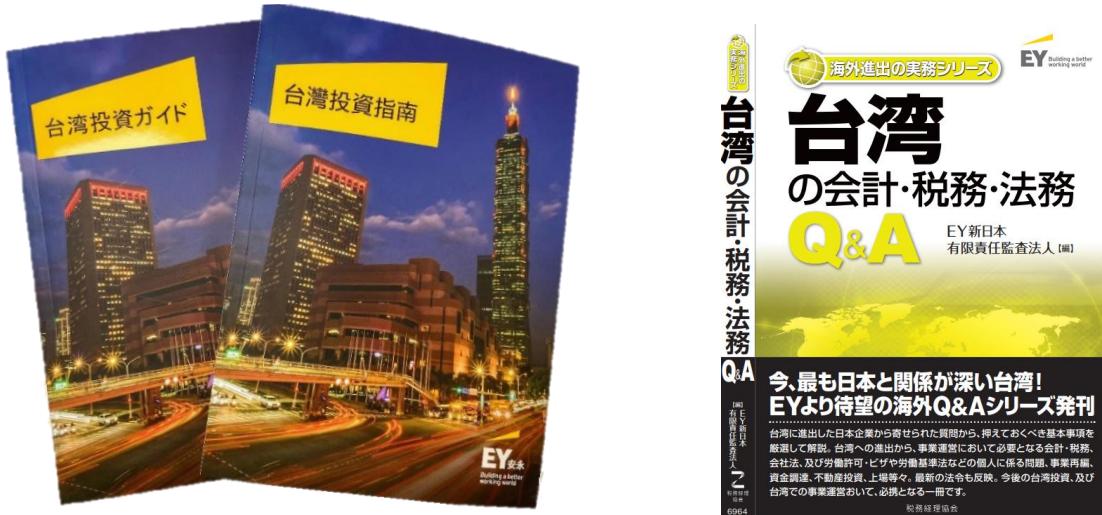
バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、またはEY担当者までご連絡ください。

その他刊行物・セミナー

台湾に関する書籍について



これから台湾に進出する場合や既に台湾に進出している場合に備えて、EY台湾より「**台湾投資ガイド**（日本語・中文）」、及びEY新日本有限責任監査法人より『**台湾の会計・税務・法務Q&A**』（税務経理協会、2024年）といった書籍を発刊しています。



EY Taiwan JBS セミナー



EY Taiwan JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、共に最新の法令アップデートもご紹介しています。さらに、トピックや特定論点にフォーカスした個別セミナーも開催しています。

時期	場所	セミナー内容
2025年12月18日	台北(WEB同時配信)	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2025年12月16日	台中	
2025年7月24日	台北(WEB同時配信)	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2025年7月22日	高雄	
2025年6月5日	台北(WEB同時配信)	税務2大TOPICセミナー(関税、租税優遇)
2024年12月12日	台北(WEB同時配信)	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2024年12月10日	高雄	
2024年8月22日	台北(WEB同時配信)	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2024年8月20日	高雄	

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただきか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

安永聯合會計師事務所

稅務諮詢服務

林志翔 稅務服務部營運長
02 2728 8876
michael.lin@tw.ey.com

People Advisory Service

林鈺芳 執業會計師
02 2757 8888 67001
evelyn.lin@tw.ey.com

陳千惠 資深協理
02 2757 8888 65121
grace.chen@tw.ey.com

李中鈺 資深協理
02 2757 8888 67039
wendy.cy.lee@tw.ey.com

JBS

橋本 純也 副總經理
02 2757 8888 88867
junya.hashimoto@tw.ey.com

川口 容平 協理
02 2757 8888 21191
yohei.kawaguchi2@tw.ey.com

水野 智英 經理
02 2757 8888 20897
tomohide.mizuno1@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、稅務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2025 Ernst & Young.
All Rights Reserved.

05796-226Jpn
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、稅務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@
最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

